

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：公衆衛生費 目：生活衛生指導費

### 事業名 家庭用品検査等経費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 生活衛生課 衛生指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2587)

E-mail：[c11222@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 395 千円 (前年度予算額： 472 千円)

#### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-----|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |     | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 472 | 0          | 0          | 472        | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |
| 要求額 | 395 | 0          | 0          | 395        | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |
| 決定額 |     |            |            |            |            |     |     |     |            |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

国民の健康の保護を目的とした「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、家庭用品の試買検査を実施し、検査により判明した有害物質を含有する家庭用品に対し規制を行う。

### (2) 事業内容

有害物質を含有する家庭用品に関して、保健所職員が任意の店舗で規制対象製品を購入し、保健環境研究所が検査を実施する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、県が実施する業務であり、県負担が妥当。

### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額  | 事業内容の詳細                 |
|------|-----|-------------------------|
| 旅費   | 4   | 検体搬入、監視指導旅費             |
| 需用費  | 283 | 消耗品費（検体買上費、検査費、文具費）、燃料費 |
| 役務費  | 104 | 通信費（郵便電話料）、備品校正費        |
| 負担金  | 4   | 協議会負担金                  |
| 合計   | 395 |                         |

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 事業主体及びその妥当性

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、保健所等において、試買検査による指導業務等を実施

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

家庭用品に対し有害物質の含有量等の検査を行い、その結果をもとに製造業者や販売業者に対する監視指導を行うことにより、一般消費者の健康への被害の発生を防ぐ体制を維持する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名                | 事業開始前 | 指標の推移        |              | 現在値               | 目標          | 達成率  |
|--------------------|-------|--------------|--------------|-------------------|-------------|------|
|                    |       | (H29)        | (H30)        | (前々年度末時点)<br>(R1) |             |      |
| 検査を実施した家庭用品の件数     | —     | 65件<br>(H29) | 47件<br>(H30) | 47件<br>(R1)       | 42件<br>(R3) | 111% |
| 検査の結果違反していた家庭用品の件数 | —     | 0件<br>(H29)  | 0件<br>(H30)  | 0件<br>(R1)        | 0件<br>(R3)  | 100% |

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

R2年度検査実施状況

乳幼児用繊維製品 31製品

乳幼児用以外の繊維用品 9製品

家庭用洗剤 2製品

家庭用エアゾル製品 2製品

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

家庭用品の試買検査による監視指導を行うことにより、有害物質を含有する家庭用品による一般消費者の健康に係る被害の発生及び拡大を防止している。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）<br/>○：必要性が高い      △：必要性が低い</li> </ul>                              |  |
| (評価)<br>○  | 試買検査を行うことにより、県民の健康被害を防ぐこととなる。                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）<br/>○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている<br/>△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul> |  |
| (評価)<br>○  | 基準違反製品については、速やかに事業者への指導を行うとともに、県外自治体と連携を図りながら広域的に指導している。 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）<br/>○：効率化は図られている      △：向上の余地がある</li> </ul>                            |  |
| (評価)<br>○  | 検査する製品は、前年度の重複を避けながら試買するなど、効率的に検査を実施している。                |

### (今後の課題)

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が直面する課題や改善が必要な事項<br/>効率的に試買検査を実施しながら、一般消費者の健康被害をより効果的に防ぐことが求められる。</li> </ul> |
|--|

### (次年度の方向性)

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか<br/>今後も試買検査を効率的に実施し、有害物質を含有する家庭用品による一般消費者の健康被害を防ぐことのできる体制を維持していく。</li> </ul> |
|--|

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【○○課】 |
| 組み合わせて実施する理由や期待する効果 など |       |